

消防車両による救急支援活動について

当消防本部では平成27年6月1日から救急現場において消防隊と救急隊が連携して救急・救護活動などを行う救急支援活動を開始しています。

救急車要請の119番通報を受けた時点で、一刻も早い救命処置が必要と判断されるとき、交通事故発生時に二次的な災害発生の危険が予想されるとき、または、搬送経路が狭く傷病者を搬出することが困難と予想されるときなどに、救急車の出動と同時に消防車が出動し、各隊連携して救急活動を行います。病院までの搬送は、従来どおり救急車でを行います。

消防車がサイレンを鳴らして救急現場へ向かいますので火災と紛らわしいことがありますが、救命率の向上や搬送時間の短縮などの様々な効果が期待できる活動です。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

- ・救急支援など火災以外の出動時は、サイレン「ウー・ウー」の繰り返しで、警鐘は鳴らしません。
- ・火災出動時は、サイレンと警鐘の併用「ウー・カンカン」の繰り返しです。



問合せ先

塩釜地区消防事務組合警防課

TEL 022-361-1612